

審査チェックリスト

SCSA				SCSA評価根拠	根拠資料	重大な不適合 軽微な不適合 条件付合格 適合 N/A	資料の確認(エビデンス)
大項目	中項目	番号	項目				
1. 種苗	人工種苗証明	1.1.1	下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にする。	1.1.1.2-1.1.1.3を満たす事	記録等の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
		1.1.1.1	人工種苗の証明の為に、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録する。	人工種苗に関して、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録している。	記録書面による確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
		1.1.1.2	種苗生産者が受精卵を購入した場合は、購入元・購入年月日を追記し、購入元に上記と同様の情報について照会を求め、記録する。	受精卵を購入した場合の納品書によって、購入元、購入年月日等が照会可能である。	納品書・購入記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
		1.1.1.3	人工種苗出荷時に当記録を生産履歴として提供が可能である。	1.1.1.1および1.1.1.2に関する資料を適切に保管し、提供可能な管理体制を構築する。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	人工種苗証憑の保管	1.1.2	人工種苗であることの証明の為に、下記の方法でDNA鑑定が可能な状態で保存しておく。トレーサビリティに重大な疑義が生じた場合、対象事業者は親魚または人工種苗に関して親子鑑定を含むDNA鑑定を検査機関等に依頼しなければならない。	1.1.2.1-1.1.2.3を満たすこと。		N/A	養殖業者申請のため該当しない
		1.1.2.1	種苗生産に使用したすべての親魚の鱗等の組織小片の凍結保存(サンプル重量1g以上)を行う。組織小片の入手が困難な場合、当該種苗群より50個体以上の全魚体の凍結保存(サンプル重量1g以上)を行う。	親魚の鱗等の組織小片(サンプル重量1g以上)および当該魚群より50個体以上の全魚体の凍結保存を行っていること	サンプルが保存された明確な記録と現物の写真あるいは現地審査による存在の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
		1.1.2.2	保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。	1.1.2.1に関する識別情報を記録、各サンプルに明示し、混同が起こらないように保管している。	識別情報の記録と各サンプルの現物写真あるいは現地審査による存在の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
		1.1.2.3	組織小片または魚体は、最終産物として当該養殖魚が出荷されてから5年の保存を要する。認証機関からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。	1.1.2.1および1.1.2.2で示した各サンプルが5年保存されている事。要請に応じ、各サンプルおよび親魚に関する記録の情報が提出できる状態にある事。	記録書面による確認(これからの場合は念書)	N/A	養殖業者申請のため該当しない。

1.2 養殖業者	1.2.1	養殖業者は、人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管し、飼育中の魚群と紐づけて開示・提供が可能な状態にする。	飼育中の魚群を育成に関する記録を保管し、種苗生産者から提示された生産履歴と紐づけて開示・提供が可能である。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	適合	魚歴によりロット管理を行い、人工種苗生産業者より入手した生産履歴を紐づけて管理する。	
	1.2.2	養殖魚が認証を受けた人工種苗から育成されたものであることを証明するために必要に応じてDNA鑑定を実施する。外部から要請があった場合、養殖業者は導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。	DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築する。	記録書面による確認	適合	現在識別番号を表示することにより、提供している。新規のため、まだ発生していないが、何か情報提供の要請があれば、識別番号によりロットの特定が可能であることは検査時のシミュレーションで可能と判断した。	
2 対象人工種苗飼育管理	2.1 識別および分別	2.1.1	種苗生産者の管理	2.1.1.1～2.1.1.3の項目を満たすこと			
		2.1.1.1	生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
		2.1.1.2	他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。また、他の種苗生産者が生産した種苗と混ぜて出荷しない。	他の業者が生産した種苗と混ぜずに管理しそれを常時把握できる状態である	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。

2.1.1.3	出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する	データあるいは紙面での飼育管理記録、経歴証明書、出荷・販売伝票などの確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
2.1.2	養殖業者の管理	2.1.2.1～2.1.2.3の項目を満たすこと		N/A	養殖業者申請のため該当しない。
2.1.2.1	養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理し、その管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入していないことが証明できる	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	管理ソフト「魚歴」により対応。受け入れ及び分養時の移動の尾数把握がされ、へい死魚の入力を適宜行っている。尚、人工種苗は年に1回ないし2回の受入れで、その受入れロットごとに飼養管理をしており、他のロットと統合することは行っていない。
2.1.2.2	出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。	出荷時にほかの種苗と明確に区別して管理していることを把握できる状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録、出荷・販売伝票の確認	適合	対象となるマダイとシマアジはすべてアーマリン近大からの人工種苗であり、またSCSAの対象として管理している生け簀を特定しているため、そこからの出荷のみを対象とし、他の種苗との混入リスクはない。
2.1.2.3	出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	出荷、販売伝票、販売記録等で人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売先業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する。	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認	適合	出荷伝票には、出荷ごとに識別番号が記載されており、識別番号から人工種苗生産者、生産ロット番号がわかり、また出荷伝票から出荷先、出荷尾、魚種、数量がわかる。
付記	同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが違ふ群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。ただし、管理記録等で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。	ほかのロットの混入を行う場合、同一種苗業者由来の種苗であることを記録していること。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	対象魚種の仕入れ先はアーマリン近大1社のみであるため、違ふ群を合併し新規のロットとして管理することは問題ない。なお過去に合併を行った実績はないが今後合併をする場合、魚歴により管理することを確認した。

2.2トレーサビリティと数量管理	2.2.1	種苗生産者	2.2.1.1～2.2.1.5の項目を満たすこと			
	2.2.1.1	稚魚(卵からふ化した状態)入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。	稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などが時系列にそって記録されている	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.2.1.2	稚魚の飼育は生簀・水槽ごとに明確に区別して行い、ふ化から種苗出荷までの確実な履歴を保管し、生産履歴が追跡可能な状態にする。	孵化から種苗出荷までの生産履歴が追跡可能な帳簿を保管している。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.2.1.3	出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができ、分別管理がなされていた証明として生産履歴の確認が可能な状態にする。	出荷尾数、あるいは出荷重量が明確にされ、分別管理がされた証明となる書類を提示できる	データまたは紙面などによる飼育管理記録と経歴証明書等出荷に関連する記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	2.2.1.4	計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	計数終了時から出荷までの間の死亡魚数や追加収容数などの増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録する。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
2.2.1.5	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類(記録修正手順書など)の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。	
	2.2.1	養殖業者	2.2.2.1～2.2.2.3の項目を満たすこと			
	2.2.2.1	認証種苗から生産された養殖魚の生産履歴は認証種苗受領から出荷まで生簀・水槽ごとに明確に分けて時系列にそって正確に記録し、人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。	出荷から人工種苗受領までの正確な経歴などを遡って追跡できる記録を保管している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	適合	管理ソフト「魚歴」により対応。受け入れ及び分養時の移動の尾数把握がされ、へい死魚の入力を適宜行っている。尚、人工種苗は年に1回ないし2回の受入れで、その受入れロットごとに飼養管理をしており、他のロットと統合することは行っていない。出荷から遡って人工種苗の受入れまでたどり着ける。
	2.2.2.2	認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	種苗受領後(種苗生産者が示した尾数)または計数後から出荷終了までの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	適合	生産履歴、増減尾数は受入から出荷まで魚歴に記録する。これまでは、餌の食いつき状況から経験に基づき管理尾数を魚歴の調整機能を使用し増減させていたが、今後は根拠のある数字(計数を実施した尾数等)で尾数の増減の入力を行うことが審査時に約束された。その後の改善確認訪問時に、魚歴を確認し、調整入力はなされず、へい死魚の尾数のみが入力されていることを確認した。
	2.2.2.3	認証人工種苗受領後の飼育履歴、移動履歴を正しく記録し、種苗生産者が提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。	飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の最終出荷量が誤差の範囲内で一致している	過去の飼育管理記録と誤差数値の確認	適合	今回の審査後に、過去の出荷事例で計算したところ、分養時の尾数12,000尾に対し、出荷合計は12,302尾となり、103%であった。これについては分養時のカウンター計数時に生じた誤差であり、想定される範囲内の誤差であると説明された。
2.2.2.4	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類(記録修正手順書など)の確認	適合	規程に記載あり。初回審査時において、認証申請前の野帳でそのとおりになされていない部分(具体的には修正液による修正)があり、訪問審査以降の記録についてはそのようにしないことが約束された。改善確認訪問時にその実施を確認した。	
2.3水産用医薬品の使用	2.3.1	種苗生産者	2.3.1.1～2.3.1.7の項目を満たすこと			
	2.3.1.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律の基づいて水産用医薬品を使用している	最新の「水産用医薬品の使用について」を保持していること、水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤(オイゲノールを有効成分とする薬剤)以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律の基づいて水産用医薬品を使用している	フェノキシエタノールを使用していないことを購入、使用記録で確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。

2.3.1.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入記録・購入伝票の確認。(添付がある場合、品質検査成績書の確認)	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
2.3.1.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を写真または現地審査での確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
2.3.1.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生簀、使用量等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生簀、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
2.3.1.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。(添付がある場合は品質検査成績書の確認)	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
2.3.1.6	使用期限の切れた医薬品は適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する 購入量、使用量、廃棄量が一致している。	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
2.3.1.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
2.3.2	養殖業者	2.3.2.1～2.3.2.7の項目を満たすこと			
2.3.2.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を保持し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて水産用医薬品を使用している	最新の「水産用医薬品の使用について」を保持していること、水産用医薬品の使用記録の確認	適合	現地審査当日に、最新版が保管されていることを現物で確認した。初回訪問審査の直前に病気発生のための使用実績があり、その記録が適切に作成、保管されていることを確認した。
付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤(オイゲノールを有効成分とする薬剤)以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を保持し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて水産用医薬品を使用している	フェノキシエタノールを使用していないことを購入、使用記録で確認	適合	フェノキシエタノールを麻酔剤として購入、使用していないことを購入記録、使用記録から確認した。

	2.3.2.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入伝票、添付文書、品質検査成績書などの確認	適合	規程に、水産用医薬品関連の記録は5年保管と明記されている。今後認証を継続するにあたり、5年の保管が見込まれる。
	2.3.2.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を現地審査での確認	適合	水産用医薬品は、在庫保管せず、使用の必要が発生した場合に、必要分のみを購入して使い切る。
	2.3.2.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生簀、使用量、使用期間終了日等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生簀、使用量、使用期間終了日を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	適合	水産用医薬品は、使用量と在庫が記録管理されている。記録保持期間は5年と定められており、認証取得後の5年保管が約束されている。
	2.3.2.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。 (添付がある場合は品質検査成績書の確認)	N/A	水産用ワクチンについて大瀬戸水産では投与していないので該当しない。
	2.3.2.6	使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する 購入量、使用量、廃棄量が一致している。	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	適合	水産用医薬品は、在庫保管せず、使用の必要が発生した場合に、必要分のみを入手して使い切る。
	2.3.2.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	適合	大瀬戸水産では、できる限り無投薬で管理し、病気の発生等の徴候が見られたら試験場等と相談し、その病気に適切な医薬品を、指導に従って投薬するという方法にしている。このため予防的な使用はなされない。
2.4逃亡管理	2.4.1	種苗生産者				

		2.4.1.1	飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされている	写真及び現地審査での逃亡防止策の確認	適合	逃亡管理対策として、網を張る前にこまめに網の確認を行う。網替えを行う場合は、網のこまめな修繕、生簀間を詰める、逃亡防止の網を設置する等の準備をして逃亡が起こらないように作業する。 物理的構造として、生け簀上面に網を貼り、逃亡を防止する(鳥対策を兼ねる)。もっとも注意すべきは網替え時なので、この作業については逃亡がなかったかどうか記録をつけることにした。 侵入防止は網を張る前にこまめに網の確認を行うことで対応する。
		2.4.2	養殖業者				
		2.4.2.1	飼育魚の逃亡や網外から天然魚の進入などを防止するための適切な対策を講じ、同ロットで管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする。不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされており、不明魚率が20%以上を超えていない。	写真および現地審査での逃亡防止策の確認 過去の飼育管理記録等による不明魚率の確認	適合	魚歴はロットが終了した段階で不明魚の割合を検証することは可能な管理ソフトであるが、初回訪問当日、魚歴のネット接続がトラブルでできなくなりその後の報告で、出荷済みロットについて報告され、正確な数字が提出され、差異が103%であり、不明魚20%以下は達成している。これまでに台風による被害は発生なし
	2.5魚類福祉	2.5.1	飼育魚は魚種ごとに適切な条件下で飼育する。	飼育状況を記録し、魚を健全な状態に保ち飼育している。	魚が健全な状態にあることを示すもの(魚病発生の頻度に関する書類など)	適合	マダイは、和歌山県漁協の漁場改善計画にもとづき実施されている。シマアジは、漁業改善計画に記載がないが、近大の文献などにに基づき、適切な飼養密度で管理している。
		2.5.2	飼育に関わる全ての作業者は飼育魚の健康と福祉の維持における役割や責任を認識し、飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的に行い、飼育に反映させる。	魚類福祉に関する勉強会の開催、積極的な情報収集を実施している。	勉強会開催等の記録の確認	適合	今回のSCSA認証にあわせ、一度事前に、家族と従業員で勉強会を開催した。
3. 環境配慮	種苗生産者	3.1.1	種苗生産施設および養殖施設の設置場所は法的に認められ、魚類飼育に適切と考えられる場所である	施設の設置場所が法的に認められていること(建築基準法・自然公園法など) 施設の概要と周辺を含めた位置図	施設の概要と周辺を含めた位置図 新設の場合建築基準法・自然公園法等の法令に違反していないことを示す書類保有と現地審査による存在の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	養殖業者(中間的育成を行う養成業者も含む)			区画漁業権免許を取得し、養殖業を実施している 漁場周辺の工場や河川を示す図 漁場の配置図、生簀の構造図	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	適合	訪問審査時に、漁業権行使契約書のコピーを入手した。行使期間は2020年1月1日から2025年12月31日までの6年間。漁場の区域は串本町大島支所管内区域。
	3.2周辺環境への影響の記録	3.2.1	種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意し、国内法(日本国:持続可能的養殖生産確保法)・告示あるいは国際法規に基づき環境保全対策が計画・実施されている。	3.2.1.1および3.2.1.2の項目を満たすこと	3.2.1.1及び3.2.1.2の項目を満たす記録の確認	適合	「環境保全対策計画書」が策定され、野生生物に対しての対応については、和歌山県のHPのデータから、和歌山県が対象としているレッドデータブックの動植物を把握すること、野鳥の場合は覆い網や寒冷紗の隙間をなくして生け簀への侵入を防ぐこと、ウミガメに対しては網が垂れ下がらないようにしてはならないようにすること、天然魚の侵入については見つけ次第タモ網等で取り除くこと、その他陸上動物の対応など、養殖への影響を防ぎつつ野生生物を保護する対応が記載されている。
	種苗生産者	3.2.1.1	種苗生産施設では、排水の水質検査を定期的(年4回以上)に行い、水温、DO、窒素、リン、有機物(COD)などを測定し記録する。	年に4回以上陸上施設からの排水の水温、DO、窒素、リン、有機物(COD)などの測定し記録している	記録資料の保有と現地審査による記録の存在の確認	N/A	養殖業者申請のため該当しない。
				測定に用いた器具、測定方法が記録されていること		N/A	養殖業者申請のため該当しない。
	養殖業者(中間的育成を行う養成業者も含む)	3.2.1.2	養殖施設においては飼育尾数、給餌量および漁場環境(水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトンの発生)など定期的なモニタリングと記録を行う(漁協や都道府県で調査されている場合はそのデータ)*水質検査などは測定方法や用いた機材についても記録すること	飼育尾数、給餌量の記録 自社あるいは行政・漁協による水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮・有毒プランクトン情報などの測定値と記録 漁場改善計画が設定されている場合はその関連書類 測定に用いた器具、測定方法が記録されていること	記録資料の保有と現地審査による記録の存在の確認	適合	水産試験場が行う水質、底質調査のデータを定期的に入手する。入手したデータをグラフ化し、漁場の環境状態の変化を把握するようにする。
						N/A	自らは測定していないので、該当しない。
		3.2.2	水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は2.飼育管理 2.3項(水産用医薬品の使用)の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。また使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。	魚網防汚剤は全魚連等に認められた防汚剤を使用する。医薬品の使用は法令に基づき使用する。	使用した防汚剤の製品のパンフレット等漁連等が認めている製品であることを証明する資料、医薬品の使用記録を確認	適合	漁網防汚剤はポウモウCU#1500を使用し、薄め液にポウモウシンナーを使用する。ポウモウCU#1500の安全データシートを保持し、「漁網防汚剤の使用フロー」に使用上の注意を厳守し、また換気の徹底や、火気厳禁等の取扱手順が定められている。
		3.2.3	養殖用資材・死亡魚等は法令・告示・ガイドラインに則り適切に処理し、管理票を保管する。	資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)や環境省:漁業系廃棄物の処理についてのガイドラインに則り適切に処理されている。	死魚の処理方法などの確認、廃棄物処理業者との取引伝票や産業廃棄物管理票(マニフェスト)などの保有と現地審査による存在の確認	適合	死亡魚は漁協の定められた場所で廃棄している。資材の廃棄についてはこのところ発生しておらず、次回発生した際には、産廃処理を適切に行うよう、この審査を契機に産廃処理業者と契約が締結された。

3.3環境影響低減への対策	3.3.1	種苗生産および養殖はその関連施設を含め周囲の環境に十分配慮し、野生動植物の生息に及ぼす影響を最小にする手段を講じる。	日本国：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)、文化財保護法、生物多様性基本法、自然公園法、自然環境保全法、国際条約：生物の多様性に関する法律(生物多様性条約)、絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する法律(ワシントン条約)、二国間渡り鳥条約・協定等の法令、条約に違反していないこと	法令違反による罰則歴がないこと 罰則歴がある場合は是正をするための必要な処置をとり監督機関により確認されていることを示す資料の保有と現地審査による存在の確認 野生動植物の分布に関する定期的な情報の収集、生息域や生息動物への配慮がなされていること。	適合	罰則履歴がないことを自己申告で確認した。 「環境保全対策計画書」が策定され、野生生物に対しての対応については、和歌山県のHPのデータから、和歌山県が対象としているレッドデータブックの動植物を把握すること、野鳥の場合は覆い網や寒冷紗の隙間をなくして生け簀への侵入を防ぐこと、ウミガメに対しては網が垂れ下がらないようにしてはならないようにすること、天然魚の侵入については見つけ次第タモ網等で取り除くこと、その他陸上動物の対応など、養殖への影響を防ぎつつ野生生物を保護する対応が記載されている。		
		3.3.2	種苗生産施設および養殖施設から逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小にするための対策を講じる。	逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小にするよう対策を講じている	逃亡対策を示す書類と画像の保有と現地審査による存在の確認	適合	逃亡対策については前述のとおり、逃亡についてこのところ発生の徴候がないこと、今年は台風などの災害級の事例がなかったことを聞き取りで確認。	
4. 飼・餌料	4.1飼・餌料の原料	4.1.1	飼・餌料は国内の法令(日本国：資料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)および告示・ガイドラインを遵守して、生産・流通したものをを用いる。	国内の法令及びガイドラインを遵守している。	下記項目にある資料の保管と現地審査による現場確認	適合	飼料表示票を入手を保管し、法的根拠としている。	
		4.2飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	4.2.1	飼料および飼料添加物は、購入記録・産地証明書・品質証明書などを保管する。	購入業者より納品書・産地証明書・飼料安全法で求められる内容を記した品質保証書などを入手している。	購入記録、飼料品質証明書等の資料を確認	適合	飼料の購入記録は、過去3年以上の分の保管がされている。飼料品質証明書は初回審査当日に入手されていないが、その後入手し保管していることを改善確認訪問時に確認した。
			4.2.2	生餌は、魚種・漁獲時期・漁場および保管場所が明らかであり、それを証明する書類を保管する。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	購入記録、漁獲産地が確認可能な資料の確認	N/A	生餌は使用しない。
	4.3飼・餌料の使用および管理	4.3.1	生物飼料は自家培養を用いた飼料・飼料添加物および市販の生体、冷蔵、冷凍、乾燥品の生産地から納品までの過程において適正に管理したことを示す証明を納入業者から得るものとする。	生物飼料購入業者より、購入明細等、産地等が確認できる書類を入手している。	購入記録、産地が確認できる資料等の確認	N/A	生物飼料は使用しない。	
			飼料、飼料添加物、生餌および市販の生物飼料の保管場所には衛生動物による被害の対策が施されており、給与まで適切に保管管理されている。	飼料その他添加物等の保管場所は衛生動物による被害の対策が施され給与まで適切に管理可能である。	図や画像を含めた保管方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	適合	飼料の保管場所を訪問し、清潔な状態で飼料の保管がされていることを確認した。	
			生物飼料の自家培養にあたっては、それに施す栄養素および添加物についても本項各条項に則り、適切に管理を行う。また野外にてその栄養等を自家培養する場合においては周囲からの汚染物についても留意する。	周囲からの環境汚染防止	図や画像を含めた培養方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	N/A	生物飼料を自家培養しない。	
		4.3.3	生簀ごとに使用した飼・餌料や飼料添加物、薬品等の製品名や使用料を記録するとともに、常に提示できる状態にする。	生簀ごとの飼・餌料、飼料添加物、薬品などの使用量をki記録している。	飼育野帳あるいは飼育履歴書の保管と現地審査による現場確認	適合	飼料の入出庫、在庫管理記録が作成され、適切に記録されている。 実際の使用については、魚歴に毎日入力されていることを確認した。	
4.4飼・餌料の効率化および最適化	4.4.1	飼・餌料効率の改善に取り組んでおり、目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。	現状の効率を把握し、改善目標の設定や改善に向けた取組を実施している。	飼料効率改善に向けた取組に関する資料の確認	適合	飼料会社が提供する給餌マニュアルを参考に給餌することで、対応する。		
5. 食品安全	5.1施設と水環境	5.1.1	種苗生産・養殖において、人体に悪影響を及ぼす水環境で養殖をしてはならない。	人体に悪影響を及ぼす水質でないことを自社又は地方自治体等が実施する検査で確認している。	周辺海域の水質調査に関する結果の確認(地方自治体のHPなどで記録を確認できる状態でも問題ない)	適合	周辺海域の水質調査は公的機関での調査を入手し、保管している。	
		5.1.2	種苗生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による養殖水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。	浄化槽の設置や廃棄物の適切な処理により養殖水の汚染源の管理がされている	産業廃棄物管理票(マニフェスト)、浄化槽保守点検記録票を確認	適合	産廃処理についてしばらく廃棄の事例がなく、今後廃棄した際はマニフェストを入手することとし、産廃業者と契約書が締結された。港付近には公衆トイレがあり、そちらを利用するため、管理下にある浄化槽の設置はない。	
		5.1.3	種苗生産施設、養殖施設や作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。	衛生動物による施設や作業場所の汚染を最小限にする対策を講じている	衛生動物対策の実施状況を写真あるいは現地審査で確認	適合	飼料の保管場所、出荷場について、適切に清掃されており、衛生状況が悪いことによる衛生動物の被害が起こるリスクはないと判断する。	

		5.1.4	従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的に実施し、記録する。	従業員に施設・製品の衛生管理に関する教育訓練を定期的に実施している	従業員への教育訓練の記録の確認	適合	家族経営であり、作業員は家族。勉強会の開催について今回の認証にあたり、事前に一度開催された。
	5.2製品の取り扱い	5.2.1	出荷対象魚の水揚げ、輸送などに関して、物理的損傷又は魚体に対するストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。	製品の損傷を最小限にするための最適な管理と手法が行われている	製品の損傷度の写真あるいは現地審査で確認	適合	出荷形態には活きメ、活魚の2つの方法があり、活魚車への積み込み作業は当日見学できた。活魚車は、作業場所に横付けされ、生簀から活魚水槽に速やかに移送されていた。活きメの作業は現場を確認した。畜養する生け簀からすみやかに取り出し、メ作業を行う旨の説明があった。
		5.2.2	出荷対象魚の劣化、汚染を最小限にするための措置が講じられている。	製品の劣化、汚染を最小限にする措置を講じている	現地あるいは写真での衛生管理状況の確認	適合	活きメの出荷作業場所を訪問した。大瀬戸水産が専用使用する場所として借りており、発泡スチロールの箱に水を敷き詰めて出荷される作業手順が説明された。周囲に汚染源となる薬剤類の保管はなかった、製氷機は作業場所に備え付けられており、製氷機から直接取り出した氷がその場で発泡スチロールの箱に入れられる。再利用する通いのスチロール箱もきれいに洗浄されて保管されていた。
		5.2.3	養殖場は出荷対象魚について、使用した飼料及び飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などで原料産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。また、医薬品を使用した魚を水揚げする場合、休薬期間が終了していることを確認し、記録する。	各書類による資料安全法の基準に合致しているか、投薬を実施した魚の休薬期間の確認。	飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、給餌明細(給餌記録)、休薬期間の確認	適合	飼料は飼料表示票により、適法のものであることを確認。飼料品質証明書は初回訪問後に入手された。水産用医薬品の記録は現地で閲覧した。今秋使用した医薬品の休薬期間については、まだ出荷まで数か月かかるので、問題はない。
6	安全衛生・労務管理	6.1	安全衛生の維持と適切な労働環境の提供				
		6.1.1	安全衛生に関し、安全衛生責任者を任命し労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。	安全衛生責任者を任命し、安全衛生に配慮した環境、器具を提供している	安全衛生責任者を任命しているか、器具の提供がなされているか書面または現地審査での確認	適合	安全衛生責任者は、大瀬戸拓社長。
		6.1.2	作業に従事する者は、安全衛生に関して研修を受け記録する。	安全衛生に関する研修を実施し、研修の記録を保持している	研修記録等の確認	適合	大瀬戸社長により、指示をする。また、今回家族で勉強会開催した。
		6.1.3	健康・安全上に関わる環境・事象は記録され、必要に応じ是正措置を講じる。	健康・安全上に関わる環境・事象が発見された場合それらを記録し、必要に応じて是正措置を講じている。	健康、安全上に関わる記録の確認	適合	初回訪問時にライフジャケットの未着用者(着用忘れ)がいたため、指摘を行った。その後の訪問では着用が徹底されていることを確認、また再発防止策も立案されていることを確認した。
		6.1.4	労働災害について記録し、是正措置を講じる。	労働災害が起こった際に発生状況などを記録し、対処を講じている	労働災害報告書など労働災害に関する書類の確認	適合	労働災害の事実なしの自己申告を受けた。
	6.2国内法・ILO条約の遵守	6.2	国内法(労働基準法、労働安全衛生法)及びILO条約(中核的労働基準)を遵守している。	全ての労働関連法律・施行令・規則及びILO条約(中核的労働基準)を遵守していること	6.2.1.1～6.2.3.2に違反がないことを証明する書類の確認	適合	家族はすべて役員であり、雇用対象ではない。従業員は1名で、雇用契約書が締結されている。
	6.2.1児童労働の禁止	6.2.1.1	児童労働を禁止する。ただし家族労働における手伝いの範疇は含まない。	義務教育(一般的には15歳)を終了していない者の雇用を禁止する。	被雇用者の生年月日をヒアリング又は履歴書や従業員一覧表などの書類で確認	適合	従業員は1名(松下貴洋氏)で年齢は32才であることを確認したため、該当しない。
	6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	6.2.2.1	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、便益の一部を差し引くことを禁止する。	雇用者が雇用終了時に被雇用者の給料等の一部を差し引きすることは禁止する	雇用者が給与を差し引いていないことを証明する書類を確認	適合	被雇用者は1名で、雇用契約書を確認した。雇用契約書通りに給与が支払われていることを確認した。
		6.2.2.2	雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明するパスポート、免許証の原本を引き渡すよう要求してはならない。	被雇用者の身分を証明するものの原本(パスポート、免許証)を雇用者が引き取り管理してはならない	免許証・パスポートの原本を被雇用者が保持していないか引き渡す要求をされていないか現地審査で確認	適合	被雇用者1名に対して、基準に記載しているような対応は一切されていない。
	6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	6.2.3.1	いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などについて差別的行為、差別的待遇を禁止する。	いかなる場合も差別的行為、差別的待遇を禁止する。	差別、差別的行為の実態について現地審査、聞き取り調査の実施	適合	「労働管理規程」が策定され、ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等)を禁止することが宣言されている。
		6.2.3.2	ハラスメント行為に対する対応システムを構築する。	ハラスメント行為対応システムが構築され、ハラスメント行為に対応できること	対応システムが構築されているかをヒアリングまたは書面で確認	適合	大瀬戸社長により、直接対応する。尚、社長自らにそのような事実がある場合は、公的相談窓口を利用するよう勉強会で話している。
7	社会経済的側面	7.1	法令順守				
		7.1.1	漁業法、水産資源保護法、持続的養殖生産確保法、内水面漁業の振興に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、食品衛生法、食品安全基本法、労働基準法、労働安全衛生法など他種苗生産、養殖生産に関連する法律及び種苗生産施設・養殖施設の所在する地方自治体の条例等を遵守する。	要求事項にある法令、その他関連する法令及び各地方自治体の条例を遵守している。	法令違反や条例に違反していないことを示す書類の確認	適合	違反の事実なし

7.2認証管理	7.2.1	<p>申請者は本認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築する。具体的には認証制度管理責任者を任命し、以下の内容を実施する。</p> <p>a) 認証制度の管理[外注管理(管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。)]又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>b) 認証制度の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>c) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括</p> <p>e) 地域住民、利害関係者等との対話の推進</p> <p>f) 認証制度管理において生じた異常等に関する処置又は指導</p>	<p>基準に適合する認証制度管理システムを構築し、文書化または電子データで管理され閲覧可能な状態にする。</p>	<p>認証制度管理システムが構築されていることを書面又は電子データで確認</p>	適合	<p>認証制度管理責任者は大瀬戸拓社長であり、これらの采配を振るえる適切なポジションにある。</p>
7.3内部規程	7.3.1	<p>次の事項について、マネジメントのための内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、b)については、種苗生産者、養殖業者又は加工・流通業者、c)については、種苗生産者、d)及びe)については、種苗生産者又は養殖業者に限る。</p> <p>a) 生産履歴の管理及び追跡に関する事項</p> <p>b) 受け入れた人工種苗、養殖魚又は加工品の格付の表示の確認に関する事項</p> <p>c) 人工種苗の証拠の保管に関する事項</p> <p>d) 飼料等の管理に関する事項</p> <p>e) 養殖中(人工種苗又は養殖魚の受入れから人工種苗又は養殖魚の出荷までの期間をいう。以下同じ。)の人工種苗又は養殖魚の逃亡及び侵入管理に関する事項</p> <p>f) 人工種苗、養殖魚又は加工品の区分管理に関する事項</p> <p>g) 苦情処理に関する事項</p> <p>h) 内部監査に関する事項</p> <p>i) マネジメントレビューに関する事項</p> <p>j) 改善に関する事項</p> <p>k) 認証制度の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項</p> <p>l) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関(登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。)への通知に関する事項</p> <p>m) 認証制度の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	<p>基準に適合するマネジメントのための内部規程を構築し、文書化又は電子データで管理され、従業員が常時閲覧可能な状態にする。</p>	<p>内部規程が構築されていることを書面又は電子データで確認</p>	適合	<p>提出された内部規程は、左記の項目を網羅している。一部書類審査時に補正の指摘をし、改善されたものが、実地検査時に提出された。また実地審査の結果修正が必要となったものも、修正が済んでいる。</p> <p>a)「生産行程管理手順書」が、マダイ、シマアジと魚種別に制定。「生産履歴の管理は、「生産フロー」を規定。他、「養殖管理に関する規程」が該当する。</p> <p>b)「種苗業者からの情報の取得方法」を規定</p> <p>c) 同上</p> <p>d) 「給餌手順書」「飼料銘柄一覧」「治療手順書」「投薬手順書」を規定。</p> <p>e) 「養殖管理に関する規程」の中で言及。</p> <p>f) 識別番号の規定により、この項は読める。</p> <p>g) 「苦情処理規程」あり</p> <p>h) 「内部監査手順書」を規定</p> <p>i) 「マネジメントレビュー規程」を制定</p> <p>j) 「改善管理規程」あり</p> <p>k) 「文書管理規程」「書類及び記録の保管期間に関する事項」及び記録と保管期間の一覧表が作成されている。保管は3年。(医薬品関係は5年)</p> <p>l) 「年間計画の通知に関する事項」</p> <p>m) 「確認等業務の実施に関する事項」を規定。記録の保管についてSCSAの基準にあわせて5年としている。</p>
	7.3.2	<p>内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。</p>	<p>作成した内部規程に基づき業務を実施している。</p>	<p>内部規程の内容を確認</p>	適合	<p>聞き取り及びこれまでの記録をもとに確認記録は管理ソフト「魚歴」と、手書きの生産台帳で残している。魚歴の入力について、初回の訪問時はマダイについて餌の入力が漏れている日が見られたので、毎日の入力について指摘した。改善確認訪問時に、適切に入力されていることを確認した。</p>
	7.3.3	<p>内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知しなければならない。</p>	<p>内部規程を定期的に見直し、必要に応じ修正、従業員への周知を行っている。</p>	<p>内部規程の周知についてヒアリングなどで現地確認</p>	適合	<p>見直し規程あり</p>
7.4認証制度の管理又は把握を担当する者の能力及び人数	7.4.1	<p>認証制度管理担当者及び認証制度管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。</p> <p>a) 認証制度管理担当者 認証制度管理担当者として、人工種苗、養殖魚又は加工品の認証制度管理に関する知識を有する者が一人以上置かれていなければならない。</p> <p>b) 認証制度管理責任者 認証制度管理責任者として、認証制度管理担当者の中から一人選任されていなければならない。</p>	<p>認証制度管理担当者が任命されている。また管理担当者が複数の場合はその中から認証制度管理責任者が一名選任されている。</p>	<p>認証制度管理担当者、認証制度管理責任者の存在を組織図や現地審査の聞き取りで確認</p>	適合	<p>認証制度管理責任者:大瀬戸拓 認証制度管理担当者:大瀬戸佳代子、大瀬戸創、大瀬戸快。 全員、養殖業を営む家族経営の家族の一員であり、養殖業に関する経験を有する。</p>
	7.5.1	<p>認証モニタリングを行う部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。</p>	<p>認証モニタリング担当者が一人以上選出されており、認証モニタリングを行う部門は他部門から独立、モニタリングに関する権限を有している。モニタリング担当者が複数名選出されている場合は、責任者として1名選任されている。</p>	<p>モニタリングを行う部門を組織図や現地審査の聞き取りで確認</p>	適合	<p>家族経営であり、部門を分けることはできないが、格付責任者(認証モニタリング責任者)を大瀬戸佳代子氏にすることにより、役割分担をしている。</p>

7.5 認証モニタリング	7.5.2	次の事項について、認証モニタリングに関する規程（以下“認証モニタリング規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 a) 認証管理についての検査に関する事項 b) 認証モニタリングの表示に関する事項 c) 認証モニタリング後の荷口の出荷又は処分に関する事項 d) 出荷後にSCSA認証に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e) 苦情処理に関する事項 f) 内部監査に関する事項 g) マネジメントレビューに関する事項 h) 改善に関する事項 i) 認証モニタリングに係る記録の作成及び保存に関する事項 j) 認証モニタリングの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	基準に適合するモニタリング規程を構築し、文書化又は電子データで管理している。	認証モニタリング規程が構築されているか文書や電子データで確認	適合	格付規程(認証モニタリング規程)が整備されている。 a) 「格付検査フロー図」「格付検査規程」を規定 b) 「JASマーク管理規程」 c) 「事故発生時の対応手順」「事故発生時の対応フロー図」「事故対応例」を規定。 d) 「異常発生時の対応手順」「異常発生時の対応フロー図」 e) 内部規程の記載参照 f) 内部規程の記載参照 g) 内部規程の記載参照 h) 内部規程の記載参照 i) 具体的な記録の様式は「格付検査表」「格付実績表」 j) 「確認等業務」
	7.5.3	認証モニタリング規程に基づいて認証モニタリング及び認証モニタリングの表示に関する業務を適切に行い、その結果、認証モニタリングの表示が適切に付されることが確実に認められなければならない。	認証モニタリング規程に基づき、モニタリングを実施する。	モニタリング手順、実施記録を文書や電子データで確認	適合	まだ認証を取得しておらず、この業務は発生していないが、聞き取り等の結果から、認証後適切な業務ができると判断する。
	7.5.4	人工種苗、養殖魚又は加工品の出荷後、出荷された荷口に係る生産履歴の情報が追跡可能な状態でなくなった場合は、当該荷口を受け渡した種苗生産者、養殖業者又は加工・流通業者その他の取扱業者へその事実を伝達し、当該荷口の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にしなければならない。	生産履歴に関する情報が追跡可能な状態でなくなった場合、出荷先などにその事実を通知し、表示が除去又は抹消されるための手順を構築する。	生産履歴に関する情報が追跡不可となった製品の格付表示が除去される手順の確認	適合	規程に明記されている。まだ認証取得前なので、この業務は発生していないが、規程どおりに実施可能と聞き取りにより判断している。

	SCSAとJASが共通のもの（SCSAの内容でJASの内容を満たす）
	SCSAのみの項目
	JASの内容でSCSAの内容を満たす項目（SCSAの方が定義が広い）

大項目	中項目	SCSA		JAS		番号	小分け業者の認証の技術的基準	評価根拠	根拠資料	合否判定	不合格の場合の条件	評価	コメント		
		番号	本文	番号	規格										
1管理システム	1.1管理と教育訓練	1.1.1	基準に適合するトレーサビリティ管理システムを構築し、文書化する。この管理システムには、トレーサビリティの管理システムを構築する目的、適合する法的要求事項、不適合への対応手順も含める。			3.2.1	<p>次の事項について、内部規程を体系的かつ体系的に整備しなければならない。ただしについては、人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者のa)については、人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者のb)については、人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者のc)については、人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者のd)及びe)については、人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者のe)に限定する。</p> <p>a)生産履歴の管理及び追跡に関する事項 b)受け入れた人工種苗、養殖魚又は加工品の格付に関する事項 c)人工種苗の証類に関する事項 d)飼料等の管理に関する事項 e)養殖中(人工種苗又は養殖魚の受入から人工種苗又は養殖魚出荷までの期間をいう。以下同じ)の人工種苗又は養殖魚の逃亡及び侵入管理に関する事項 f)人工種苗、養殖魚又は加工品の区分管理に関する事項 g)苦情処理に関する事項 h)内部監査に関する事項 i)マネジメントレビューに関する事項 j)改善に関する事項 k)生産工程の管理又は把握に係る記録の作成及び保管に関する事項 l)年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関(登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ)への通知に関する事項 m)生産工程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	2.1.1	<p>内部規程の整備 次の事項について、内部規程を体系的かつ体系的に整備しなければならない。 a)生産履歴の管理及び追跡に関する事項 b)人工種苗生産技術による水産養殖産品(食用に供する養殖魚又は加工品)に関する。以下同じ)の受入れ及び保管に関する事項 c)小分け前の人工種苗生産技術による水産養殖産品の格付の表示の確保に関する事項 d)小分けの方法に関する事項 e)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 f)小分けに使用する機械及び器具に関する事項 g)苦情処理に関する事項 h)内部監査に関する事項 i)マネジメントレビューに関する事項 j)改善に関する事項 k)小分けに係る記録の作成及び保管に関する事項 l)小分けの実施状況についての認証機関(登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ)による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	以下を含む基準に適合した管理システム構築文書化している。 ①トレーサビリティ管理システムを構築する目的 ②適合する法的要求事項 ③不適合への対応手順	管理システムが構築、文書化されていることを書面で確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	COC認証の申請なし。養殖業者としてのCOCIに関連するトレーサビリティ等の評価は養殖のチェックシートに含む。
		1.1.2	認証制度管理責任者を任命し、認証機関との連絡、文書や情報の提供、要求事項への適合不適合への対応の責任を持つ。また各工程の責任者を割り当てる。管理責任者が変更があった場合は認証機関に連絡する。			8.2 d) 8.3.2	<p>次の事項について、格付に関する規程(以下"格付規程"という。)を体系的かつ体系的に整備しなければならない。 a)生産工程についての検査に関する事項 b)格付の表示に関する事項 c)格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項 d)出荷後にJAS0005に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e)苦情処理に関する事項 f)内部監査に関する事項 g)マネジメントレビューに関する事項 h)改善に関する事項 i)格付に係る記録の作成及び保管に関する事項 j)格付の実施状況についての認証機関の確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>人工種苗、養殖魚又は加工品の出荷後、出荷された荷口に係る生産履歴の情報が追跡可能でなくなった場合は、当該荷口の受け渡した人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者その他の取扱業者への事実を伝達し、当該荷口の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にしなければならない。</p>	2.1.2	<p>内部規程の見直し及び周知 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知しなければならない。</p>	認証機関との連絡等を行う認証制度管理責任者、各工程の責任者を任命していることを書面で明記している	格付の表示を付する組織 格付の表示を付する部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上
		1.1.3	申請者はトレーサビリティの確実な実施に対して責任をもつ。			3.1	<p>4b)に規定する生産工程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。 a)生産工程の管理[外注管理(管理の一部を外部に委託して行わせることを含む。以下同じ)]又は把握に関する計画の立案及び推進 b)生産工程の管理において外注管理を行う場合にあつては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進 c)当該組織が実施する改善についての統括</p>	2	<p>小分けの実施方法 2.3 b)に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせなければならない。 a)小分けに関する計画の立案及び推進 b)内部規程の制定、確認及び改訂についての統括 c)従業員に対する教育訓練 d)知識性、利害関係者との対話の推進 e)小分け工程に生じた異常等に関する処置又は指導</p>	トレーサビリティの確実な実施に 対し責任をもつ。	適切なコメントと判断できる資料の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上
		1.1.4	教育訓練計画を作成し実施する。本基準の適合を確実に実行できるようにする。計画は文書化し、実施記録も保管する。			3.4	<p>生産工程管理担当者及び生産工程管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。 a)生産工程管理担当者 生産工程管理担当者として人工種苗、養殖魚又は加工品の生産工程に関する知識を有する者が一人以上(生産工程管理責任者又は外注生産工程管理責任者が複数いる場合は、小分けに係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の敷内分の状況等に於いて適正な生産工程の管理又は把握を行うのに必要な知識を有していなければならない。 b)生産工程管理責任者 生産工程管理責任者として、生産工程管理担当者の中から一人選任されなければならない。</p>	2.3	<p>小分けを担当する者の能力及び人数 小分け担当者及び小分け責任者については、次の事項を満たさなければならない。 a)小分け担当者 小分け担当者として、人工種苗生産技術による水産養殖産品の小分けに関する知識を有する者が一人以上置かれていなければならない。 b)小分け責任者 小分け責任者として、小分け担当者の中から一人選任されなければならない。</p>	教育訓練計画を作成し、実施記録を保管している	教育訓練計画、実施記録の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上
		1.1.5	システムを適切に運用するために、トレーサビリティに影響する人員の力量評価の基準を構築し、評価すること。評価基準は文書化し、評価結果は記録に残す。評価の結果必要な要件を満たしていない場合は対応も含める。			3.1d)	<p>3.4b)に規定する生産工程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。 a)生産工程の管理[外注管理(管理の一部を外部に委託して行わせることを含む。以下同じ)]又は把握に関する計画の立案及び推進 b)生産工程の管理において外注管理を行う場合にあつては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進 c)内部規程の制定、確認及び改訂についての統括 d)従業員に対する教育訓練 e)知識性、利害関係者との対話の推進 f)生産工程に生じた異常等に関する処置又は指導</p>	2	<p>小分けの実施方法 2.3 b)に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせなければならない。 a)小分けに関する計画の立案及び推進 b)内部規程の制定、確認及び改訂についての統括 c)従業員に対する教育訓練 d)知識性、利害関係者との対話の推進 e)小分け工程に生じた異常等に関する処置又は指導</p>	トレーサビリティに影響を及ぼす人員の力量評価基準の構築と評価を実施し、記録を残している	力量評価基準と評価結果を書面で確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上
		1.1.6	記録の保管は出荷後3年間保管する。記録の保管ならびに媒体も明確にする。システム管理の場合、バックアップ体制やシステムダウン時の対応も含める。			8.2d)	<p>次の事項について、格付に関する規程(以下"格付規程"という。)を体系的かつ体系的に整備しなければならない。 a)生産工程についての検査に関する事項 b)格付の表示に関する事項 c)格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項 d)出荷後にJAS0005に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e)苦情処理に関する事項 f)内部監査に関する事項 g)マネジメントレビューに関する事項 h)改善に関する事項 i)格付に係る記録の作成及び保管に関する事項 j)格付の実施状況についての認証機関の確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	3.3.2	<p>記録等の管理 小分けに係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、養殖魚又は加工品を出荷してから少なくとも3年間保存しなければならない。</p> <p>人工種苗生産技術による水産養殖産品を出荷した後に、JAS0005に適合しないことが確実な事由として、当該荷口に係る生産履歴の情報が追跡可能な状態でないことが生じた場合は、当該荷口を受け渡した加工・流通業者へ当該事実を伝達し、当該荷口の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実に認めなければならない。</p>	各種記録は、記録媒体が明確にされ保管されている。	各記録の保管期間保管媒体の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上
		1.1.7	不適合製品は認証人工種苗、成魚、加工品、最終製品として販売できない。発見された場合は、直ちに販売を停止する。また、その事実を、認証製造を輸入した顧客に48時間以内 に通知する。また、速やかに原因を検証し、再発防止策を認証機関に報告する。不適合製品上のラベルは誤って適用されないようラベルを外す。発生に関する一連の記録を保管する。			8.3.2	<p>人工種苗、養殖魚又は加工品の出荷後、出荷された荷口に係る生産履歴の情報が追跡可能でなくなった場合は、当該荷口の受け渡した人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者その他の取扱業者への事実を伝達し、当該荷口の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にしなければならない。</p>		<p>内部規程の整備 次の事項について、内部規程を体系的かつ体系的に整備しなければならない。 a)生産工程についての検査に関する事項 b)格付の表示に関する事項 c)苦情処理に関する事項 d)出荷後にJAS0005に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e)苦情処理に関する事項 f)内部監査に関する事項</p>	不適合に対する対応手順が存在し、発生に関する一連の記録が保管されている	現地調査で不適合製品の販売停止に関する手順が整っていることの確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上
		1.1.8	苦情処理の対応手順を構築し、苦情受理の場合は、手順に従い適切に対応する。手順は文書化し、発生した場合は記録を保管する。			8.2e)	<p>次の事項について、格付に関する規程(以下"格付規程"という。)を体系的かつ体系的に整備しなければならない。 a)生産工程についての検査に関する事項 b)格付の表示に関する事項 c)格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項 d)出荷後にJAS0005に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e)苦情処理に関する事項 f)内部監査に関する事項</p>	2.1.1 2.2	<p>内部規程の整備 次の事項について、内部規程を体系的かつ体系的に整備しなければならない。 a)生産工程についての検査に関する事項 b)格付の表示に関する事項 c)苦情処理に関する事項 d)出荷後にJAS0005に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e)苦情処理に関する事項 f)内部監査に関する事項</p>	苦情処理対応手順が構築、文書化され、手順に従い適切に対応している。発生した記録は保管されている	苦情処理対応手順を書面で確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上

1.2 認証範囲の特定	1.2.1	認証範囲を特定し文書化する。認証範囲とは、認証人工種苗、成魚、加工品、最終製品を取り扱う拠点(外部委託先も含む)、購入物と形態、販売先と形態、取り扱い条件、サブプライメンにおける位置、活動内容を指す。認証人工種苗、成魚、加工品、最終製品のロットも定義する。認証範囲に含まれる人工種苗、成魚、加工品、最終製品のみを、認証人工種苗、成魚、加工品、最終製品として販売できる。	3.2.1	法第十条第二項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関へ提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所 二 格付を行うおととする農林物資の種類 三 当該農林物資の生産を行うほ場、工場又は事業所の名称及び所在地 四 法第十条第二項の認証の技術的基準に適合することを示す事項 五 その参考となるべき事項	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的に整備しなければならない。 a)生産履歴の管理及び追跡に関する事項 b)人工種苗生産技術による水産養殖産品(食用に供する養殖魚又は加工品)に限る。以下同じ。)の受入れ及び保管に関する事項 c)小分け前の人工種苗生産技術による水産養殖産品の格付の表示の確保に関する事項 d)小分けの方法に関する事項 e)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 f)小分けに使用する機械及び器具に関する事項 g)苦情処理に関する事項 h)内部監査に関する事項 i)マネジメントレビューに関する事項 j)改善に関する事項 k)小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項 l)小分けの実施状況についての認証機関(登録認証機関又は登録外部認証機関をいう。以下同じ。)による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	認証範囲が特定され文書化されている。	認証範囲を画面で確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上	
	1.2.2	認証範囲を変更する場合、事前に認証機関に連絡をし、認証範囲の変更手続きを行う。認証範囲の変更は、運用への影響度合いやリスクにより、訪問審査、書類審査、書類申請確認のレベル判断を行い、認証範囲変更手続きとする。認証範囲変更手順を文書化し、承認された変更記録を保管する。		2.1.1	認証範囲変更手順が文書化され、認証範囲変更の場合、変更手続きが実施されている。	認証範囲変更手順を画面で確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上		
	1.2.3	認証範囲の審査において、審査機関が立ち入り検査を求めた対応することを保障する。				審査機関の立ち入りに応じる。	審査機関の立ち入りに応じること	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上	
	1.3 モニタリング	1.3.1	構築したトレーサビリティシステムが適切に運用できているかを継続的に確認するモニタリングの仕組みを構築し、実施する。		2.1.3	次の事項について、内部規程を具体的に整備しなければならない。ただしa)については、人工種苗生産業者、養殖業者又は加工・流通業者については人工種苗生産業者、a)及びb)については人工種苗生産業者又は養殖業者に限る。 a)生産履歴の管理及び追跡に関する事項 b)受け入れた人工種苗、養殖魚又は加工品の格付に関する事項 c)人工種苗の証明に関する事項 d)飼料等の管理に関する事項 e)養殖中(人工種苗又は養殖魚の受入から人工種苗又は養殖魚出荷までの期間をいう。以下同じ)の人工種苗又は養殖魚の適正及び侵入管理に関する事項 f)人工種苗、養殖魚又は加工品の区分管理に関する事項 g)苦情処理に関する事項 h)内部監査に関する事項 i)マネジメントレビューに関する事項 j)改善に関する事項 k)生産工程の管理又は把握に係る記録の作成及び保管に関する事項 l)期間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関登録認証機関又は登録外部認証機関をいう。以下同じ。)の達成に関する事項 m)生産工程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	モニタリングの仕組みを構築し、実施されている。	モニタリングの実施記録の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	適合	この項はCOO申請がなくても確認が必要と指摘を受け、確認結果記録の作成は次瀬戸拓氏が、モニタリングを次瀬戸佳代子氏が行うことで役割分担していることを確認した。
	1.4 レビュー	1.4.1	構築したトレーサビリティシステムが適切に運用できているかを確認するモニタリングの仕組みが正しく機能していることを確認する。最低年一回、一定の間隔でレビューを行う。レビューの手順を文書化し、記録を保管する。	3.2.1 h), i), j)	3.1.1	格付表示規程に基づいて格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確保と認められなければならない。	モニタリングの仕組みをレビューする手順を文書化し、レビューの記録を保管している。	モニタリングレビューの手順を画面で確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	COO認証の申請なし。
1.5 内部監査	1.5.1	レビューは以下の内容を含む。モニタリングシステムが正常に機能しているかの確認。トレーサビリティが正しく保たれているかのテスト。		2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的に整備しなければならない。 a)内部監査に関する事項	内部監査手順の文書化、内部監査に関する記録を保管している	画面で手順の確認、内部監査結果の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上	
2.2 養殖場	2.1 仕入先の認証有効性確認	2.1.1	仕入先の認証有効性を確認する。			仕入先の人工種苗認証の有効性を確認している	仕入れ先より認証が有効であることを証明する資料(認証番号)を入手していることを確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	適合	アーミング近大から人工種苗証明書の入手しており、そこに認証番号の記載があり管理。	
	2.2.1	人工種苗認証の種苗生産者取得者から認証取得人工種苗を購入する手順を文書化する。	6.2.1	養殖業者は次の事項を記録し、保持しなければならない。ただしb)については人工種苗を受け入れた場合 a)については養殖の用に供する養殖魚を受け入れた場合に限る。また、a)及びb)については識別番号を管理している場合についてはこの限りではない。 a)出荷元の名称及び住所 b)人工種苗の受入年月日 c)受け入れた人工種苗に係る6.1.1a)~n)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 d)養殖魚の受入年月日 e)受け入れた養殖魚に係る6.2.1a)~j)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 f)出荷する養殖魚に係る7.2.1a)~d)に掲げる情報 g)時系列に沿った増減履歴 h)出荷年月日 i)出荷重量又は出荷重量 j)出荷先の情報	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的に整備しなければならない。 a)生産履歴の管理及び追跡に関する事項 b)人工種苗生産技術による水産養殖産品(食用に供する養殖魚又は加工品)に限る。以下同じ。)の受入れ及び保管に関する事項 c)小分け前の人工種苗生産技術による水産養殖産品の格付の表示の確保に関する事項 d)小分けの方法に関する事項 e)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 f)小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項	認証人工種苗購入手順が文書化されている	購入手順の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	適合	COO認証は申請されていないが、この項は養殖業者認証の内部規程に記載されている。
	2.2.2	購入伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、購入人工種苗生産地、人工種苗魚種、購入重量または購入尾数が明確であることを確認する。				購入伝票と記録で①人工種苗生産者名②人工種苗生産者認証番号③購入人工種苗生産地④出荷尾数⑤人工種苗魚種⑥数量が明確にできる	購入伝票、記録が内容を満たしていることを確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	適合	同上	
	2.2.3	初回認証時に認証人工種苗・成魚の在庫がある場合、以下の条件で認証の管理に資める。認証制度として販売できる。 -人工種苗生産者名が特定できること -人工種苗生産者の人工種苗認証への適合が管理されていること -人工種苗生産者から初回認証時まで本基準に基づく管理がなされていること 条件適合の確認手段を文書化し、確認した記録を初回審査時に提示すること。				初回認証時に①人工種苗生産者名が特定できる②人工種苗生産者の人工種苗認証への適合が管理されている③人工種苗生産者から初回認証時まで本基準に基づく管理がなされていることと条件適合の確認手段を文書化し、確認した記録を初回審査時に提示すること	条件適合確認手順を画面にて確認し、条件を満たしているかを現地審査で確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	適合	人工種苗供給者、アーミング近大人工種苗証明書を手入して管理。魚種でトレーサ可能な管理をしている。	
	2.3 加工流通小売	2.3.1	認証を取得した人工種苗、成魚、加工品、最終製品を購入する手順を文書化する。	6.3.1	加工・流通業者は次の事項を記録し、保持しなければならない。養殖業者又は加工・流通業者から提供された識別番号は養殖魚又は加工品と関連付けなくても別売又は提供が可能な状態であればならない。ただしa)については原料に供する養殖魚を受け入れた場合 a)については加工品を受け入れた場合に限る。また、a)及びb)については識別番号を管理している場合はこの限りではない。 a)出荷元の名称及び住所 b)養殖魚の受入年月日 c)受け入れた養殖魚に係る6.2.1a)~j)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 d)加工品の受入年月日 e)受け入れた加工品に係る6.3.1a)~i)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 f)出荷形態(ラウンド、セミドレス、ドレス、フレイマー等) g)出荷年月日 h)出荷尾数又は出荷重量 i)出荷先の情報	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的に整備しなければならない。 a)生産履歴の管理及び追跡に関する事項 b)人工種苗生産技術による水産養殖産品(食用に供する養殖魚又は加工品)に限る。以下同じ。)の受入れ及び保管に関する事項 c)小分け前の人工種苗生産技術による水産養殖産品の格付の表示の確保に関する事項 d)小分けの方法に関する事項 e)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 f)小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項	人工種苗認証、成魚、加工品、最終製品の購入手順を文書化する	購入手順の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A
2.3.2	購入伝票と記録で人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、購入人工種苗生産地、出荷日、人工種苗魚種、購入形態、購入重量または購入尾数が明確であることを確認する。				購入伝票と記録が①人工種苗生産者名②人工種苗生産者認証番号③購入人工種苗生産地④出荷尾数⑤人工種苗魚種⑥数量が明確にできる	購入伝票と記録が内容を満たしているか確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない		
2.3.3	初回認証審査時に認証種苗、成魚、加工品の在庫がある場合、以下の条件で管理され、認証機関が適切と判断した場合、認証製品として販売できる。 -人工種苗生産者名が特定できること -種苗生産者の人工種苗トレーサビリティ認証への適合が証明できること -人工種苗、成魚、加工品、最終製品受領から初回認証時まで、本基準に基づく管理がなされていること 条件適合の確認手段を文書化し、確認した記録を初回審査時に提示すること。				条件適合確認手順を画面にて確認し、条件を満たしているかを現地審査で確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない			
3.1 人工種苗生産者	3.1.1	飼育時に生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。	7.1.1	人工種苗生産業者又は養殖業者は他の種苗または養殖魚が混入していないことを証明するため、人工種苗の受入から人工種苗又は養殖魚の出荷までの養殖尾数を生産ロットごとに管理し、生産履歴が追跡可能な状態にしなければならない。同一の人工種苗生産業者から生産ロットの異なる同種の人工種苗を入手し、養殖する場合にあっては、複数の生産ロットをまとめ、新規の生産ロットとして管理することができる。この場合においては、同一の人工種苗生産業者が生産した種苗であることを新規の生産ロットに関連づけられることを確保しなければならない。	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的に整備しなければならない。 a)生産履歴の管理及び追跡に関する事項 b)人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 c)小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項	飼育管理記録を元にグループごとに識別可能である	データまたは紙面での飼育管理記録の確認 2)飼育管理2.1.1.1項に準ずる	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない
	3.1.2	出荷時に他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。				出荷時に種苗ごとに明確に識別して管理し、それを常時把握可能である。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認 2)飼育管理2.1.1.2項に準ずる	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
	3.1.3	出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、出荷魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。				出荷・販売伝票等人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、出荷魚種、数量を明確にできる	データまたは紙面での飼育管理記録、経歴証明書、販売伝票などの確認 2)飼育管理2.1.1.3項に準ずる	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	

3.2養殖場	3.2.1	養殖時に生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能である。	3.5	養殖・加工における区分管理 人工種苗、養殖魚又は加工品は、その養殖・加工において、管理開始時点から出荷されるまで、他の生産ロット及び人工種苗、養殖魚又は加工品以外と区分して管理されなければならない。	7.1.1	人工種苗生産業者又は養殖業者は、他の種苗または養殖魚が混入していないことを証明するため、人工種苗の受入から人工種苗又は養殖魚の出荷までの養殖履歴を生産ロットごとに管理し、生産履歴が追跡可能な状態にしなければならない。ただし同一の人工種苗生産者から生産ロットの異なる同種の人工種苗を入手し養殖する場合にあっては、複数の生産ロットをまとめて新規の生産ロットとして管理することができる。この場合においては、同一の人工種苗生産業者が生産した種苗であることを新規の生産ロットに関連づけられることを確実にしなければならない。	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 b)小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項	グループごとに管理し、その管理記録を元に識別が可能である	データまたは紙面での飼育管理記録の確認 2飼育管理2.1.2.1項に準ずる	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	〇〇〇認証申請ないが、当項目は養殖業者のチェックリストで適合評価している。	
	3.2.2	出荷時に他の成魚と明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。			7.1.1	人工種苗生産業者又は養殖業者は、他の種苗または養殖魚が混入していないことを証明するため、人工種苗の受入から人工種苗又は養殖魚の出荷までの養殖履歴を生産ロットごとに管理し、生産履歴が追跡可能な状態にしなければならない。ただし同一の人工種苗生産者から生産ロットの異なる同種の人工種苗を入手し養殖する場合にあっては、複数の生産ロットをまとめて新規の生産ロットとして管理することができる。この場合においては、同一の人工種苗生産業者が生産した種苗であることを新規の生産ロットに関連づけられることを確実にしなければならない。	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 b)小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項	出荷時にほかの種苗から生産された魚と混ぜて出荷していないことが常時把握可能である	データまたは紙面での飼育管理記録の確認 2飼育管理2.1.2.2項に準ずる	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上	
	3.2.3	出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売社名、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。			7.1.1	人工種苗生産業者又は養殖業者は、他の種苗または養殖魚が混入していないことを証明するため、人工種苗の受入から人工種苗又は養殖魚の出荷までの養殖履歴を生産ロットごとに管理し、生産履歴が追跡可能な状態にしなければならない。ただし同一の人工種苗生産者から生産ロットの異なる同種の人工種苗を入手し養殖する場合にあっては、複数の生産ロットをまとめて新規の生産ロットとして管理することができる。この場合においては、同一の人工種苗生産業者が生産した種苗であることを新規の生産ロットに関連づけられることを確実にしなければならない。	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 b)小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認 2飼育管理2.1.2.3項に準ずる	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上		
3.3加工流通小売	3.3.1	購入、入荷、保管、加工、包装、ラベリング、販売、配送の全ての段階において、認証原料・製品のロットを明確にし、識別可能な状態にする。	3.5	養殖・加工における区分管理 人工種苗、養殖魚又は加工品は、その養殖・加工において、管理開始時点から出荷されるまで、他の生産ロット及び人工種苗、養殖魚又は加工品以外と区分して管理されなければならない。	6.3.1	加工・流通業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。養殖業者又は加工・流通業者から提供された識別番号は養殖魚又は加工品と関連付けて、いつでも開示又は提供が可能でなければならない。ただしb)については資料に供する養殖魚を受け入れた場合、a)については加工品を受け入れた場合に限る。またc)及びd)については識別番号を管理している場合は、この限りではない。 a)出荷元の名称及び住所 b)養殖魚の受入年月日 c)受け入れた養殖魚に係る6.2.1a)～j)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 d)加工品の受入年月日 e)受け入れた加工品に係る6.3.1a)～i)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 f)出荷形状(ラウンド、セミドレス、ドレス、フレイマー等) g)出荷年月日 h)出荷尾数又は出荷重量 i)出荷先の情報	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 b)小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項	すべての段階において認証原料・製品のロットを明確に識別して管理している。	関連する書類の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
	3.3.2	組織は、認証原料・製品として識別するための包装、ラベル、その他の素材が、認証原料・製品のみ確実に使用される仕組みを構築し、運用する。			8.2	次の事項について、格付に関する規程(以下“格付規程”という。)を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)生産工程についての検査に関する事項 b)格付の表示に関する事項 c)格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項 d)出荷数にJAS2001に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e)苦情処理に関する事項 f)内部監査に関する事項 g)ネジメットメニューに関する事項 h)改善に関する事項 i)格付に係る記録の作成及び保存に関する事項 j)格付の実施状況についての認証機関の確認等の業務の適切な実施に必要な事項	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 b)小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項	仕組みが構築されて運用されているか現地審査での確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない		
	3.3.3	組織は、認証原料・製品として識別するための包装、ラベル、その他の素材が、認証原料・製品のみ確実に使用される仕組みを構築し、運用する。			8.2	次の事項について、格付に関する規程(以下“格付規程”という。)を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)生産工程についての検査に関する事項 b)格付の表示に関する事項 c)格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項 d)出荷数にJAS2001に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e)苦情処理に関する事項 f)内部監査に関する事項 g)ネジメットメニューに関する事項 h)改善に関する事項 i)格付に係る記録の作成及び保存に関する事項 j)格付の実施状況についての認証機関の確認等の業務の適切な実施に必要な事項	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項 b)小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項	仕組みが構築されて運用されているか現地審査での確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない		
4.1人工種苗生産者	4.1.1	飼育時に生産ロットごとに管理され、分別する。	3.5	養殖・加工における区分管理 人工種苗、養殖魚又は加工品は、その養殖・加工において、管理開始時点から出荷されるまで、他の生産ロット及び人工種苗、養殖魚又は加工品以外と区分して管理されなければならない。	7.1.1	人工種苗生産業者又は養殖業者は、他の種苗または養殖魚が混入していないことを証明するため、人工種苗の受入から人工種苗又は養殖魚の出荷までの養殖履歴を生産ロットごとに管理し、生産履歴が追跡可能な状態にしなければならない。ただし同一の人工種苗生産者から生産ロットの異なる同種の人工種苗を入手し養殖する場合にあっては、複数の生産ロットをまとめて新規の生産ロットとして管理することができる。この場合においては、同一の人工種苗生産業者が生産した種苗であることを新規の生産ロットに関連づけられることを確実にしなければならない。	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けの方法に関する事項 b)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項	飼育時にグループごとに分別され管理している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認 2飼育管理2.1.1.1項に準ずる	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
	4.1.2	他の生産者の種苗と混ぜて出荷しない。			7.1.1	人工種苗生産業者又は養殖業者は、他の種苗または養殖魚が混入していないことを証明するため、人工種苗の受入から人工種苗又は養殖魚の出荷までの養殖履歴を生産ロットごとに管理し、生産履歴が追跡可能な状態にしなければならない。ただし同一の人工種苗生産者から生産ロットの異なる同種の人工種苗を入手し養殖する場合にあっては、複数の生産ロットをまとめて新規の生産ロットとして管理することができる。この場合においては、同一の人工種苗生産業者が生産した種苗であることを新規の生産ロットに関連づけられることを確実にしなければならない。	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けの方法に関する事項 b)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項	ほかの生産者の種苗と混ぜて飼育・出荷をしていない	データまたは紙面での飼育管理記録の確認 2飼育管理2.1.1.2項に準ずる	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
	4.2.1	認証を取得した種苗生産者から購入した種苗は養殖時に飼育尾数が管理され、ほかの種苗生産者からの種苗が混入していないことを証明できる。	3.5	養殖・加工における区分管理 人工種苗、養殖魚又は加工品は、その養殖・加工において、管理開始時点から出荷されるまで、他の生産ロット及び人工種苗、養殖魚又は加工品以外と区分して管理されなければならない。	7.1.1	人工種苗生産業者又は養殖業者は、他の種苗または養殖魚が混入していないことを証明するため、人工種苗の受入から人工種苗又は養殖魚の出荷までの養殖履歴を生産ロットごとに管理し、生産履歴が追跡可能な状態にしなければならない。ただし同一の人工種苗生産者から生産ロットの異なる同種の人工種苗を入手し養殖する場合にあっては、複数の生産ロットをまとめて新規の生産ロットとして管理することができる。この場合においては、同一の人工種苗生産業者が生産した種苗であることを新規の生産ロットに関連づけられることを確実にしなければならない。	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けの方法に関する事項 b)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項	人工種苗購入時から尾数管理され、ほかの種苗生産者から購入した種苗が混入していないことが証明できる。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認 2飼育管理2.1.2.1項、2.1.2.2項に準ずる	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	〇〇〇認証申請ないが、当項目は養殖業者のチェックリストで適合評価している。	
	4.2.2	他の生産者の種苗で養殖した成魚と混ぜて出荷しない。			7.1.1	人工種苗生産業者又は養殖業者は、他の種苗または養殖魚が混入していないことを証明するため、人工種苗の受入から人工種苗又は養殖魚の出荷までの養殖履歴を生産ロットごとに管理し、生産履歴が追跡可能な状態にしなければならない。ただし同一の人工種苗生産者から生産ロットの異なる同種の人工種苗を入手し養殖する場合にあっては、複数の生産ロットをまとめて新規の生産ロットとして管理することができる。この場合においては、同一の人工種苗生産業者が生産した種苗であることを新規の生産ロットに関連づけられることを確実にしなければならない。	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けの方法に関する事項 b)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項	ほかの生産者の種苗で養殖した成魚と認証取得成魚を混ぜて出荷しない	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認 2飼育管理2.1.2.1項～2.1.2.3項に準ずる	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	同上	
	4.3人工流通小売	4.3.1	人工種苗認証の人工種苗あるいはそれより生産された成魚、加工品、最終製品を、認証人工種苗、成魚、原材料および加工品として販売する場合、他の種苗生産者の種苗から生産された種苗、成魚、加工品、最終製品と入れ替えない。	3.5	養殖・加工における区分管理 人工種苗、養殖魚又は加工品は、その養殖・加工において、管理開始時点から出荷されるまで、他の生産ロット及び人工種苗、養殖魚又は加工品以外と区分して管理されなければならない。	6.3.1	加工・流通業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。養殖業者又は加工・流通業者から提供された識別番号は養殖魚又は加工品と関連付けて、いつでも開示又は提供が可能でなければならない。ただしb)については資料に供する養殖魚を受け入れた場合、a)については加工品を受け入れた場合に限る。またc)及びd)については識別番号を管理している場合は、この限りではない。 a)出荷元の名称及び住所 b)養殖魚の受入年月日 c)受け入れた養殖魚に係る6.2.1a)～j)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 d)加工品の受入年月日 e)受け入れた加工品に係る6.3.1a)～i)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 f)出荷形状(ラウンド、セミドレス、ドレス、フレイマー等) g)出荷年月日	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けの方法に関する事項 b)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項	購入記録、加工記録の確認	購入記録、加工記録の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない
		4.3.2	人工種苗認証の人工種苗あるいはそれより生産された成魚、加工品、最終製品を、認証人工種苗、成魚、原材料および加工品として販売する場合、他の種苗生産者の種苗から生産された種苗、成魚、加工品、最終製品と混ぜない。			6.3.1	加工・流通業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。養殖業者又は加工・流通業者から提供された識別番号は養殖魚又は加工品と関連付けて、いつでも開示又は提供が可能でなければならない。ただしb)については資料に供する養殖魚を受け入れた場合、a)については加工品を受け入れた場合に限る。またc)及びd)については識別番号を管理している場合は、この限りではない。 a)出荷元の名称及び住所 b)養殖魚の受入年月日 c)受け入れた養殖魚に係る6.2.1a)～j)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 d)加工品の受入年月日 e)受け入れた加工品に係る6.3.1a)～i)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 f)出荷形状(ラウンド、セミドレス、ドレス、フレイマー等) g)出荷年月日	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けの方法に関する事項 b)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項	認証製品として販売するものほかの製品と混ぜない	購入記録、加工記録の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない
4.3.3		他原料と混ぜて製品製造する場合、原材料のうち魚にあたるものは100%SCSA製品でなければならない。ただし刺身盛り合わせなどで非認証製品と認証製品を明確に区別できる場合はこの限りではない。	6.3.1			加工・流通業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。養殖業者又は加工・流通業者から提供された識別番号は養殖魚又は加工品と関連付けて、いつでも開示又は提供が可能でなければならない。ただしb)については資料に供する養殖魚を受け入れた場合、a)については加工品を受け入れた場合に限る。またc)及びd)については識別番号を管理している場合は、この限りではない。 a)出荷元の名称及び住所 b)養殖魚の受入年月日 c)受け入れた養殖魚に係る6.2.1a)～j)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 d)加工品の受入年月日 e)受け入れた加工品に係る6.3.1a)～i)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 f)出荷形状(ラウンド、セミドレス、ドレス、フレイマー等) g)出荷年月日	2.1.1	内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)小分けの方法に関する事項 b)小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項	他原料と混ぜる場合は魚にあたるものが100%SCSAであること。ただし、調味料などに含まれる魚類由来のものは含まない。	購入記録、加工記録の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
5.1人工種苗生産者	5.1.1	認証人工種苗を認証製品として販売する手順を文書化する。	3.5	養殖・加工における区分管理 人工種苗、養殖魚又は加工品は、その養殖・加工において、管理開始時点から出荷されるまで、他の生産ロット及び人工種苗、養殖魚又は加工品以外と区分して管理されなければならない。	6.1.1	人工種苗生産業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。ただしb)については採卵又は受精を行う場合、c)については孵化を行う場合、d)及びe)については人工種苗の組織小片又は魚体を保管する場合、f)については人工種苗を受け入れた場合に限る。またg)については受け入れた人工種苗の識別番号を管理(例えば管理下でない生産履歴の情報)について追跡可能な情報を提供できる状態であることがある。している場合は、この限りではない。 a)人工種苗生産履歴の名称及び住所 b)採卵・受精方法及び受精年月日 c)孵化年月日 d)販売単位又は販売小片又は魚体の情報 e)保管した組織小片又は魚体の情報 f)出荷元の名称及び住所 g)人工種苗の受入年月日 h)受け入れた人工種苗に係る6.1.1a)～n)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 i)魚種 j)出荷する人工種苗に係る7.2.1a)～d)に掲げる情報 k)時系列に沿った増減尾数 l)出荷年月日 m)出荷尾数又は出荷重量 n)出荷先の情報	3.2	格付表示規程の整備 次の事項について、格付の表示に関する規程(以下“格付表示規程”という。)を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項 b)格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項	認証人工種苗を認証製品として販売する手順が文書化されている。	認証人工種苗販売に関する手順書等を書面での確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
	5.1.2	出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、生産履歴、生産地、出荷先、販売先社名、魚種、出荷重量または出荷尾数を明記する。			6.1.2	人工種苗生産業者は、人工種苗の出荷時に6.1.1a)～m)の記録を、出荷先に提出しなければならない。ただし、出荷先との合意により識別番号を6.1.1a)～m)の記録に換えて提供することができる。また外部からの要請に応じてDNAの塩基配列による鑑定のための冷凍保管している人工種苗の組織小片又は魚体を提出しなければならない。	3.2	格付表示規程の整備 次の事項について、格付の表示に関する規程(以下“格付表示規程”という。)を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項 b)格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、人工種苗生産履歴、人工種苗生産地、出荷日、人工種苗魚種、数量が、出荷・販売伝票で明確に示すことができる。	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない		
5.2販売	5.2.1	出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、販売先社名、販売者認証番号、出荷日、出荷重量及び出荷尾数を明記し、生産履歴も添付する。	3.5	養殖・加工における区分管理 人工種苗、養殖魚又は加工品は、その養殖・加工において、管理開始時点から出荷されるまで、他の生産ロット及び人工種苗、養殖魚又は加工品以外と区分して管理されなければならない。	6.2.1	養殖業者は、次の事項を記録し、保持しなければならない。ただしb)については人工種苗を受け入れた場合、a)については養殖の用に供する養殖魚を受け入れた場合に限る。またc)及びd)については識別番号を管理している場合は、この限りではない。 a)出荷元の名称及び住所 b)人工種苗の受入年月日 c)受け入れた人工種苗に係る6.1.1a)～n)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 d)養殖魚の受入年月日 e)受け入れた養殖魚に係る6.2.1a)～j)に掲げる出荷元から引き継いだ情報 f)出荷する養殖魚に係る7.2.1a)～d)に掲げる情報 g)時系列に沿った増減尾数 h)出荷年月日 i)出荷尾数又は出荷重量 j)出荷先の情報	3.2	格付表示規程の整備 次の事項について、格付の表示に関する規程(以下“格付表示規程”という。)を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項 b)格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、販売先社名、販売者認証番号、出荷日、数量が、出荷・販売伝票で必要項目が満たされているか現地審査で確認できる。	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	〇〇〇認証申請ないが、当項目は養殖業者のチェックリストで適合評価している。		
	5.2.2	出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、販売先社名、販売者認証番号、出荷日、出荷重量及び出荷尾数を明記し、生産履歴も添付する。			6.2.2	養殖業者は、養殖魚の出荷時に6.2.1a)～j)の事項の記録を、必要に応じて出荷先に提供しなければならない。ただし、出荷先との合意により、識別番号を6.2.1a)～j)の記録に換えて提供することができる。	3.2	格付表示規程の整備 次の事項について、格付の表示に関する規程(以下“格付表示規程”という。)を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項 b)格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、販売先社名、販売者認証番号、出荷日、数量が、出荷・販売伝票で必要項目が満たされているか現地審査で確認できる。	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	〇〇〇認証申請ないが、当項目は養殖業者のチェックリストで適合評価している。		

	5.3加工流通小売	5.3.1	出荷・販売伝票と記録で、産地生産者名、産地生産者登録番号、販売社名、販売者登録番号、出荷日、魚種、販売品目、出荷重量または出荷尾数を明記し、生産履歴も添付する。	6.3.1 加工・流通業者は次の事項を記録し、保持しなければならない。養殖業者又は加工・流通業者から提供された識別番号は養殖魚又は加工品と関連付けていつでも開示又は提供が可能な状態でなければならない。ただしb)については食料に供する養殖魚を受け入れた場合d)については加工品を受け入れた場合に限る。またe)及びf)については識別番号を管理している場合はこの限りではない。 a)出荷元の名称及び住所 b)出荷元の商品コード 6.3.2 加工・流通業者は養殖魚又は加工品の出荷時(6.3.1a)～b)の事項の記録を必要に応じて出荷先に提供しなければならない。ただし出荷先との合意により識別番号を6.3.1a)～b)の記録に換えて提供することができる。			人工種苗生産者名、人工種苗生産者登録番号、販売者名、販売者登録番号、出荷日、魚種、販売品目、数量が出荷・販売伝票で明確に示すことができる。養殖履歴も添付・提示できる	出荷・販売伝票で必要項目が満たされているか現地審査で確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
6ラベリング	6.1加工流通	6.1.1	加工・流通業者はラベルを特定非営利活動法人特許可能な水産業者のための種苗認証協議会よりロゴを入手する。			※JASマーク様式は農水省HPから入手可	加工流通業者はNPO法人養殖種苗認証協議会よりロゴを入手する。	入手した際の記録等の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
		6.1.2	加工・流通業者はラベルを認証製品を扱う小売業者へ必要分を譲渡する。ラベルは加工・流通業者が作成するものとする。				入手したロゴを使用しラベル等を作成。必要分を加工流通業者へ譲渡する。	ラベル入手記録とラベル譲渡記録の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
		6.1.3	加工・流通業者は、ラベルの使用量と販売業者より使用記録を1ヶ月に一回以上確認を行い、不正使用の有無などを確認する。				加工・流通業者は小売業者のラベル使用記録を月一度以上確認する。	加工・流通業者から提出されたラベル使用記録の確認と確認記録の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
	6.2小売業者	6.2.1	ラベリングを行う際、認証人工種苗を使用した魚苗、加工品、食料製品のみについて適用する手順を文書化する。ラベル使用の詳細規則については、別途設けるラベリング基準に従う。	8.2 次の事項について格付に関する規程(以下“格付規程”という。)を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)生産工程についての検査に関する事項 b)格付の表示に関する事項 c)格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項 d)出荷後にJAS0005に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e)苦情処理に関する事項 f)内部監査に関する事項 g)マネジメントレビューに関する事項 h)改善に関する事項 i)格付に係る記録の作成及び保存に関する事項 j)格付の実施状況についての認証機関の確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	3.2 格付表示規程の整備 次の事項について、格付の表示に関する規程(以下“格付表示規程”という。)を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)格付の表示に関する事項 b)格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項 c)出荷後にJAS 0005 に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 d)苦情処理に関する事項 e)内部監査に関する事項 f)マネジメントレビューに関する事項 g)改善に関する事項 h)格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項 i)格付の表示の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項			ラベル使用手順を文書化し、ラベル使用基準に準じて使用している	ラベル使用手順書がラベル使用基準に準じているか確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない
		6.2.2	ラベルの管理責任者を任命する。	8.4 格付担当者及び格付責任者については次の事項を満たさなければならない。 a)格付担当者 格付を担当する者として、人工種苗、養殖魚又は加工品の生産工程管理及び格付の実施方法に関する知識を有している者が一人以上(当該生産工程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の敷分敷の状態等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上)置かれていなければならない。 b)格付責任者 格付責任者として、格付担当者の中から一人選任されなければならない。	3.4 格付の表示を担当する者の能力及び人数 格付の表示を担当する者として、人工種苗生産技術による水産養殖産品の小分け及び格付の表示の実施方法に関する知識を有する者が一人以上置かれていなければならない。		ラベル管理責任者を任命する	ラベル管理責任者を存在を現地審査で確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない	
		6.2.3	ラベルの使用記録を作成し、加工・流通業者からの確認の際に提出することを義務付ける。	8.2 i) 次の事項について格付に関する規程(以下“格付規程”という。)を具体的なかつ体系的に整備しなければならない。 a)生産工程についての検査に関する事項 b)格付の表示に関する事項 c)格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項 d)出荷後にJAS0005に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e)苦情処理に関する事項 f)内部監査に関する事項 g)マネジメントレビューに関する事項 h)改善に関する事項 i)格付に係る記録の作成及び保存に関する事項 j)格付の実施状況についての認証機関の確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	※JASマークの管理は認証小分け業者が管理	ラベル使用記録を作成し、提出できる体制を整える。	ラベル使用記録の提出と使用記録の確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない		
6.3外注管理	6.3.1	対象商品の出荷仕向け管理が加工・流通業者によって行われ、店舗毎の販売実績(種類・量・ラベル使用枚数)が確実にフィードバックされる場合、加工・流通業者のCOOCの範囲に含めることができる。その際は量販店と加工・流通業者の間に明文化された取り決めが必要である。	3.1b) 3.4b)に規定する生産工程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。 a)生産工程の管理[外注管理(管理の一部を外部の者に委託して行わせることを含む。以下同じ。)]又は把握に関する計画の立案及び推進 b)生産工程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進 c)内部規程の制定、確認及び改定についての統括 d)従業員に対する教育訓練 e)地域住民、利害関係者等との対話の推進 f)生産工程に生じた異常等に関する処置又は指導			対象商品の出荷仕向け管理が加工・流通業者によって行われ、店舗毎の販売実績(種類・量・ラベル使用枚数)が確実にフィードバックされている。量販店と加工・流通業者の間に明文化された取り決めが存在する。	明文化された取り決めに関する契約書や覚書などの確認	項目を満たす根拠資料が存在していること	年次監査までの間の根拠資料の準備	N/A	該当しない		

SCSAとJASが共通のもの(SCSAの内容でJASの内容を満たす)
SCSAのみの項目
JASの内容でSCSAの内容を満たす項目(SCSAの方が定義が広い)
JASのみの項目